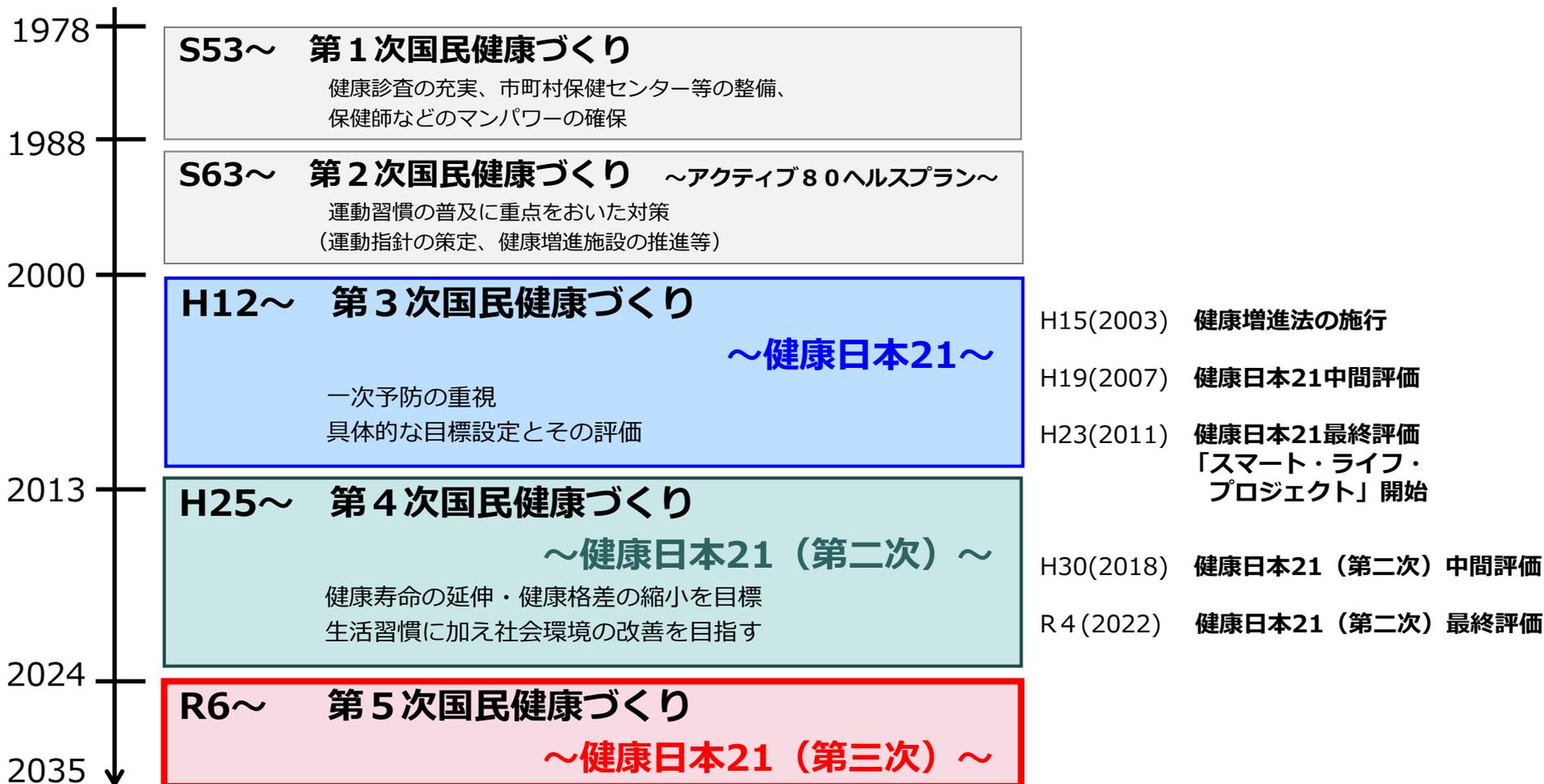


1. 健康課

我が国における健康づくり運動

○平均寿命が延びる一方で、高齢化や生活習慣の変化により、疾患構造が変化してきた。国民の健康づくりを社会全体で進めることの重要性が増す中で、健康づくり対策を総合的・計画的に推進するため、累次の国民健康づくり運動を展開してきた。



健康増進法に基づく基本方針と健康増進計画

健康増進法

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

基本方針（国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針：大臣告示）

国民健康づくり運動を進める上での基本方針。「国民健康づくり運動プラン」と呼称。以下の事項について定める。

- ①国民の健康の増進の推進に関する**基本的な方向**
- ②国民の健康の増進の**目標**に関する事項
- ③**都道府県健康増進計画**及び**市町村健康増進計画**の策定に関する基本的な事項
- ④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する**調査**及び**研究**に関する基本的な事項
- ⑤健康増進事業実施者間における**連携**及び**協力**に関する基本的な事項
- ⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する**正しい知識の普及**に関する事項
- ⑦その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

都道府県

・基本方針を勘案し、**都道府県健康増進計画**を策定
(義務)

市町村
(特別区含む)

・基本方針・都道府県健康増進計画を勘案し、**市町村健康増進計画**を策定 **(努力義務)**

国民健康づくり運動
の展開

健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置く。

ビジョン 全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

誰一人取り残さない健康づくり (Inclusion)

集団や個人の特徴を踏まえた健康づくり

性差や年齢、ライフコースを加味した取組の推進

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代へのアプローチ
自然に健康になれる環境づくりの構築

多様な主体による健康づくり
産官学を含めた様々な担い手の有機的な連携を促進

基本的な方向

ビジョン実現のため、以下の基本的な方向で国民健康づくり運動を進める

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

個人の行動と健康状態の改善

社会環境の質の向上

ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

より実効性をもつ取組 (Implementation)

目標の設定・評価
エビデンスを踏まえた目標設定、中間評価・最終評価の精緻化

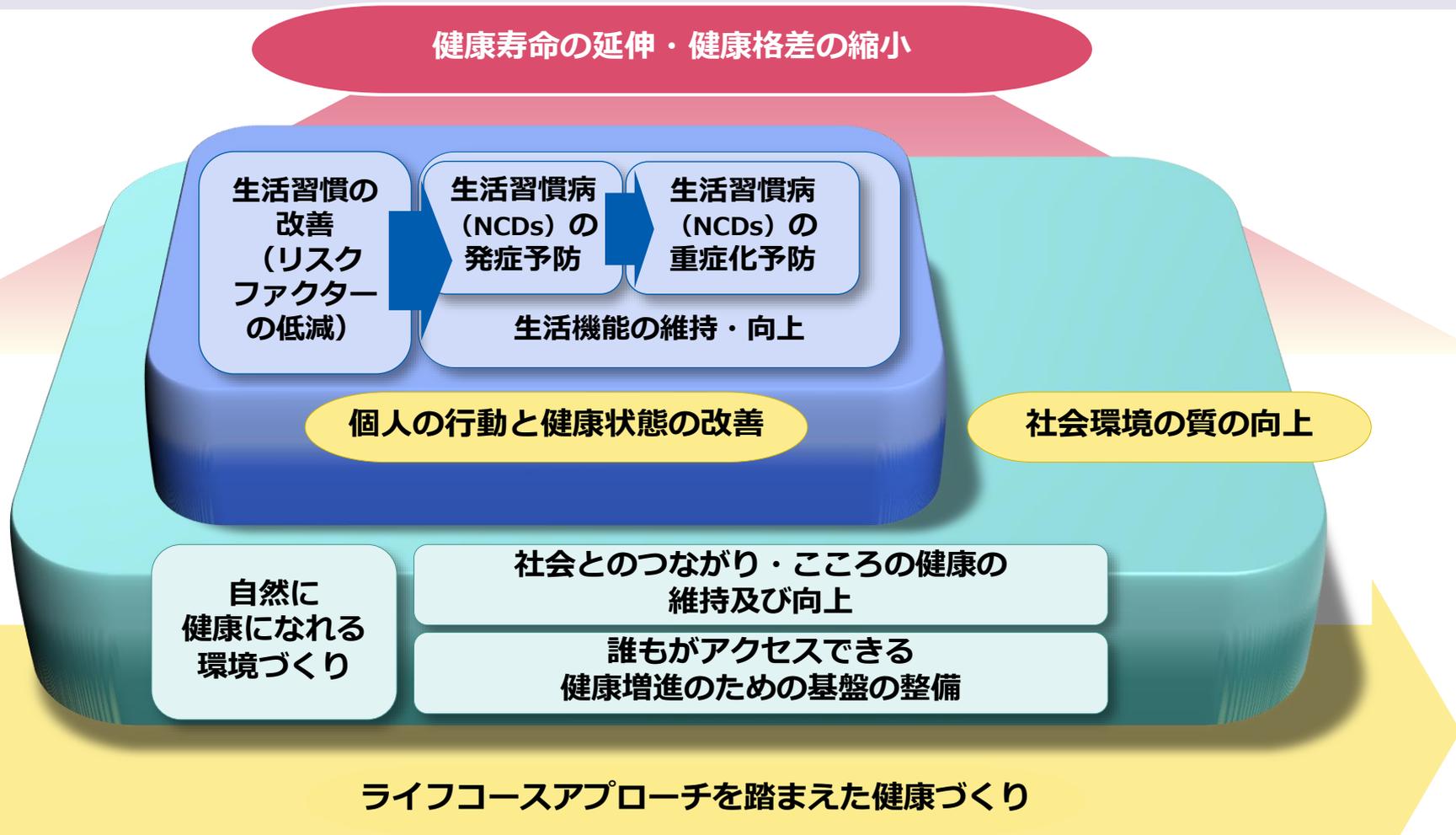
アクションプランの提示
自治体の取組の参考となる具体的な方策を提示

ICTの利活用
ウェアラブル端末やアプリなどテクノロジーを活用

※期間は、令和6～17年度の12年間の予定。

健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
	B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、ア喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけイ客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日施行

【経過措置】

既存の経営規模の小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮

2019年
12月24日施行

- 前回の健康増進法改正(平成30年)では、WHO等の勧告を踏まえ、東京オリパラを契機として、受動喫煙対策としての分煙を徹底することを目的として議論がなされた。
- 改正法施行後5年が経過し、「望まない受動喫煙」の機会を着実に減少傾向にあり、成果が見られている。一方で、法改正に基づく措置の一部については遵守されておらず、分煙をより一層進めていくにあたり、支障となる点等を洗い出す必要がある。
- 具体的には、喫煙ができる場合に必要な掲示や、20歳未満の立ち入りに関する掲示が不十分であるという実態や、特に「喫煙目的施設」を中心に、施設側が自身の施設類型を理解していないという実態が明らかとなった。
- 委員会でも、特に喫煙目的施設を中心に、①運用の改善や徹底が求められる、②制度が複雑でわかりにくいといった指摘があったところ。施設のみならず、喫煙者、非喫煙者に制度を分かりやすい形でより理解を促進し、「望まない受動喫煙」がない社会を推進することが求められる。

○ 以上の状況を踏まえ、今後の委員会での議論を以下のとおり進めてはどうか。

- 改正法施行後の実態の把握を進め、制度の運用改善について議論を進めていくこととしてはどうか。
- その際、措置により影響を受ける関係団体に対するヒアリングを通じて、実態を把握するほか、別途、自治体との意見交換やワーキンググループ(非公開)の場を設けて集約した意見等を踏まえて検討を進めてはどうか。

- 地方自治体との意見交換について、以下のとおりとしてはどうか。

形式等

- 対象は都道府県、保健所設置市、特別区(計157団体)とする。
- 事務局が非公開で行う形式とし、結果をとりまとめて、本委員会に報告する。
- 意見交換(質問)事項を整理し、対象全自治体に質問を送付。その回答をもとに、ウェブなどを活用し、双方向でのやりとりを行う。議論の状況により、ワーキンググループを作り、いくつかの自治体との個別の意見交換も実施する。

意見交換(質問)事項

- ① 健康増進法に基づく受動喫煙対策の事務を実施するにあたって(関連して)、
 - 制定した条例等
 - 事務に関する現状と提案
- ② 喫煙目的施設について
 - 各自治体で把握している実態
 - 事務に関する現状と提案

今後のスケジュール(案)

第2回 受動喫煙対策専門委員会

資料2

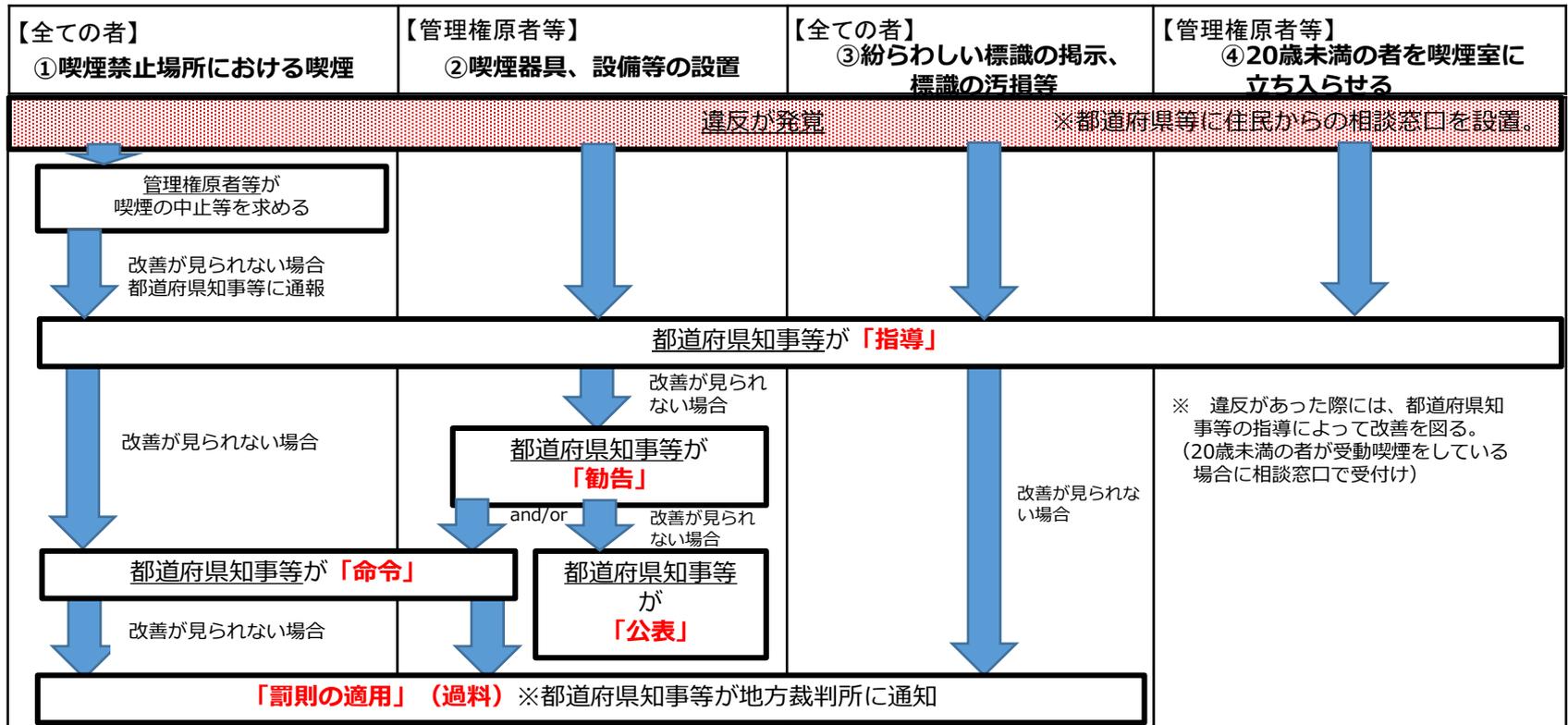
令和7年12月25日

論点	第1回 (11/25)	第2回 (12/25)	複数回 (2月～)	(4月以降)	
附帯決議関係の検討事項					
指定たばこ (加熱式たばこ)	議 題 の 提 示	議 論 事 項 の 提 示	関係団体ヒアリング 1月～3月頃 地方自治体との意見交換会 (非公開)	研究結果報告 データ提示	
既存特定飲食提供施設				ヒ ア リ ン グ 果 報	と り ま と め 素 案 提 示
子どもが利用する 第1種施設の屋外喫煙所				自 治 体 意 見 交 換 告	と り ま と め
その他の検討事項					
喫煙目的施設					

改正健康増進法における義務違反時の対応等

窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに要件適合性の確認等を行い、違反があった場合には改善を促す。

<参考>



受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進

- 改正健康増進法第25条及び第26条の規定に基づき、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら協力するように努めていただく。

(具体的な取組みの例)

- ・ 国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を推進
- ・ 屋外における受動喫煙対策としての屋外分煙施設の設置
- ・ 施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換の実施
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナー向上のための啓発活動等の実施にかかる相互協力

厚生労働省 みんなで一緒に、これからも。

つづげよう、受動喫煙対策!

様々な施設で、**屋内は原則禁煙**です。喫煙可能な飲食店や事業所には「**各種喫煙室が設置**」され、「**標識が掲示**」されています。

詳しくは「<https://jyudokutsuan.mhlw.go.jp>」をご覧ください。
なくそう!望まない受動喫煙

ひろがってるね、望まない受動喫煙対策

●学校・児童福祉施設 ●事務所 ●工場 ●ホテル・旅館
●病院・診療所 ●飲食店 ●旅客運送事業鉄道・船舶
●行政機関の庁舎 等 ●国会・裁判所 等

敷地内禁煙
敷地で受動喫煙を防止するために必要と判断がとられた場所に、喫煙専用室を設置することができます。(特定営業施設等)

原則屋内禁煙

喫煙する場所には標識があります!

お店の入口や喫煙室に掲示している標識を見ると、喫煙専用室があることや20歳未満の方は立入禁止など、その店の喫煙環境がわかります。標識をきちんとチェックしてみましょう。

施設や喫煙室に掲示している各標識

喫煙専用室
喫煙専用室あり
喫煙専用室あり
喫煙専用室あり

加熱式たばこ専用喫煙室
加熱式たばこ専用喫煙室あり

「喫煙専用室」の表示は、喫煙専用室であることを示しています。
「喫煙専用室あり」の表示は、喫煙専用室が設置されていることを示しています。
「加熱式たばこ専用喫煙室」の表示は、加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていることを示しています。
「加熱式たばこ専用喫煙室あり」の表示は、加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていることを示しています。

「喫煙専用室あり」の表示は、喫煙専用室が設置されていることを示しています。
「加熱式たばこ専用喫煙室あり」の表示は、加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていることを示しています。

「喫煙専用室あり」の表示は、喫煙専用室が設置されていることを示しています。
「加熱式たばこ専用喫煙室あり」の表示は、加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていることを示しています。

屋外・プライベート空間での配慮も忘れずに!

喫煙する際には、屋外や、プライベート空間でも配慮が必要です。

詳しくは「<https://jyudokutsuan.mhlw.go.jp>」をご覧ください。
なくそう!望まない受動喫煙

国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ <スマート・ライフ・プロジェクト>



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

>

厚生労働省



- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう! アワード」
- 「健康寿命をのばそう! サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



企業・団体
自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
 - ・食品会社
- 等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど） → 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

令和7年度 第14回 健康寿命をのぼそう！アワード 《生活習慣病予防分野》

《生活習慣病予防分野》では、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組をしている企業・団体・自治体を表彰（厚生労働大臣賞、スポーツ庁長官賞、厚生労働省局長賞）

令和7年度の第14回では、103件（企業55件、団体27件、自治体21件）の応募を受け、有識者による評価委員会で審査・選出された取組事例から決定

厚生労働大臣 最優秀賞

西会津町

さすけねえ輪で変える！高齢化率50%の町
健康共創プロジェクト

厚生労働大臣 優秀賞

- 〈企業部門〉 大分県信用組合
- 〈団体部門〉 医療法人社団 健裕会 中谷病院
- 〈自治体部門〉 雲南市

スポーツ庁長官 優秀賞

- 〈企業部門〉 グローバルシステムズ株式会社
- 〈団体部門〉 公益財団法人日本ゴルフ協会
- 〈自治体部門〉 山形県上山市

厚生労働省健康・生活衛生局長 優良賞

- 〈企業部門〉 東京都チャレンジプラスTOPPAN 株式会社、旭化成ホームズ株式会社 シニア事業本部、株式会社 高館組、株式会社WONDER未来図、オムロン ヘルスケア株式会社
- 〈団体部門〉 全国土木建築国民健康保険組合、ヤマトグループ/ヤマトグループ健康保険組合、ReFF 福井大学研究ファーム・大西ファーム 全国健康保険協会沖縄支部
- 〈自治体部門〉 福井県坂井市、高松市、横須賀市民生局健康部健康増進課、坂出市



厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

健康増進施設認定規程（告示）

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る（3類型を規定）

運動型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

379ヶ所

《設備要件》

- 運動関係：有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプール全部又は一部）
- その他：体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携（3類型共通）

温泉利用型健康増進施設

（昭和63年～）

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

22ヶ所
（うち連携型4ヶ所）

《設備要件》

- 運動関係、その他：運動型施設と同じ
- 温泉設備：次の5種類の設備
 - ①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、
 - ③寝湯、持続浴槽等、
 - ④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの（連携型施設）を含む

《人的要件》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 温泉利用指導者の配置

温泉利用プログラム型健康増進施設

（平成15年～）

温泉を利用した健康増進のためのプログラム（以下のいずれか）を提供する施設

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

26ヶ所

《設備要件》

- 運動関係：（不要）
- その他：血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備：次の2種類の浴槽
 - ①刺激の強いもの（泉温42度以上等）
 - ②刺激の弱いもの（泉温33～39度等）

《人的要件》

- 温泉入浴指導員の配置

運動型健康増進施設

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

379ヶ所

《設備要件》

- 運動関係 : 有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備（トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部）
- その他 : 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者（健康運動指導士等）の配置
- 医療機関との連携



指定運動療法施設

健康増進施設のうち、運動療法が適した施設として指定を受けた施設。

269ヶ所
(379ヶ所のうち)

《指定要件》

運動型健康増進施設の要件に加えて、...

- 健康増進施設の提携業務担当医が運動療法に関する知見を有する（健康スポーツ医等である）こと
※ 提携医療機関が付置されていれば担当医は健康スポーツ医でなくともよい
- 1回あたりの施設利用料金が1万円以内であること
- 提携医療機関との間で、運動療法の実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること

(平成4年7月6日付け健医発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知)

医師の指示により同施設を利用して行った運動療法に係る費用は、医療費控除の対象となる。

(平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知)

- 医師の処方に基づき疾病の治療のための運動療法を行う場として十分機能しうるものと認められる。
- 医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせた場合で、所定の書類によりその旨の証明ができるものについては、当該施設の利用料金も医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となる費用に該当する。

ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して、情報提供しています。
(1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

女性の健康推進室
ヘルスケアラボ
HealthCareLab

はじめに 女性の健康ガイド 病気を調べる セルフチェック マタニティトラブル レシピ

病気名や症状を入力

ヘルスケアラボは、すべての女性の健康を支援するために厚生労働省の協力用が作成しました。

ピックアップ

思春期特有の性や体の悩み
『思春期の性
と健康』



更新 2021/10/08 新着記事「好女性性運」を追加しました

更新 2021/08/27 妊婦さんの新型コロナウイルスのワクチン接種に...

お知らせ一覧

気になる女性の病気
セルフチェック

妊婦中の気になるQ&A
マタニティトラブル

はじめに すべての女性に知ってほしい女性のからだところの特性

病気を検索 気になるキーワード、症状で調べよう

病院検索 医療施設へのご案内です

監修ドクターの紹介 ヘルスケアラボの記事は各領域の専門医が監修しています

女性アスリート外来

病気の早期発見・対応を！女性検診とワクチン

年を重ねるごとにさまざまな病気のリスクが高まります。検診やワクチンで事前の対策をお勧めします。

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン） 【小学1年～高校1年の方向け】

HPVワクチンは子宮頸がんなどHPV（ヒトパピローマウイルス）による病気を予防するための予防接種です。

詳しくはこちら

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン） 【1997年～2005年生まれの方へ】

HPVワクチンは本来は高1までの接種が推奨ですが、1997～2005年度生まれの女性は特別で2025年3月まで無料で接種できます。

詳しくはこちら

TOP > これって病気かな？女性の病気セルフチェック

これって病気かな？女性の病気セルフチェック

「もしかして病気かも？」と不安になったとき、気になる病気をセルフチェックしてみましょう。

- 子宮頸がんチェック
- 子宮体がんチェック
- 乳がんチェック
- 子宮内膜症チェック
- 子宮筋腫チェック
- 生理痛チェック
- 月経前症候群(PMS)/月経前不快気分障害(PMDD)チェック
- 不妊症チェック
- 性行為感染症チェック
- 更年期障害チェック
- 過活動膀胱チェック
- うつ症状チェック
- 不眠症チェック

マタニティトラブルQ&A

妊娠中の疑問をいつでもどこでも解決

- 妊娠中の生活あれこれ
- おしものトラブル
- からだの変化と不調
- 体調の変化
- 産後のこと
- 妊娠中や授乳中の薬

女性の健康推支援事業

事業実施主体：国立大学法人 東京大学 産婦人科学教室

<http://w-health.jp/>

女性の健康ガイド

- はじめに
- みんな悩んでる月経のトラブル
- 女性に多いからだの不快感と病気
- 人に相談しにくいデリケートな悩み
- これって大丈夫？小児期の気かり
- こどもからおとなへ思春期って何
- 思春期に多いからだの不快感と病気
- ひとりでは悩まない思春期の性と健康
- 要注意！早め気づいて子宮と卵巣の病気
- 早めの準備が大切妊娠・出産のこと



女性の健康週間（3月1日～8日）

3月8日：国際女性デー
(International Women's Day)



女性の健康に関する知識の向上、および女性を取り巻く健康課題に対する社会的関心の喚起を図り、「女性の健康週間」を通じて女性の健康づくりを国民運動とし、国、地方公共団体、関係団体等、社会全体が一体となって、各種の啓発事業及び行事等を展開することで、女性が生涯を通じて、健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援している。厚生労働省では、例年「女性の健康週間」に合わせてイベント等を実施している。

令和6年度

- ・ シンポジウムを開催 女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～
- ・ 先進的事例の紹介や各分野からゲストを招き、女性の健康を支える地域・社会の役割を議論

令和5年度

- ・ 女性の健康週間特設Webコンテンツ ～自分のからだと向き合う、適正体重の大切さ～
- ・ 厚生労働省ホームページ上コンテンツ 骨粗しょう症予防「骨活のすすめ」
- ・ 上記を通じて、やせ女性の健康問題の啓発や情報提供を行うとともに、推奨する生活習慣を提案

令和4年度

- ・ 女性の健康週間特設Webコンテンツ「大人の相談室～女性の更年期障害って？～」
- ・ 専門家や当事者による、更年期の基礎知識や体験談を動画収録
－性別を問わない全世代（の国民）へのメッセージを通じて、周囲の支援や理解についても普及啓発

令和3年度

- ・ 女性の健康週間特設ホームページ「みんなで知ろう。婦人科のこと」
- ・ 「生理痛」や「更年期障害」など、女性の健康課題に関する情報提供やセルフチェック、婦人科への受診勧奨を行う。
- ・ 家庭、職場などにおける支援や、男性の立場からの支援についても普及啓発



健康増進事業について

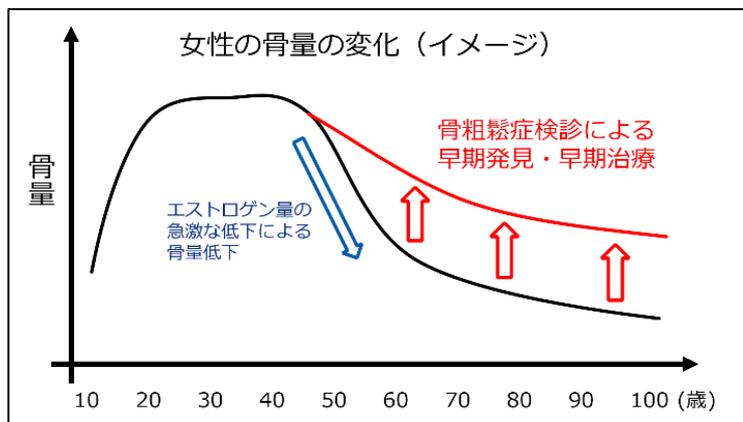
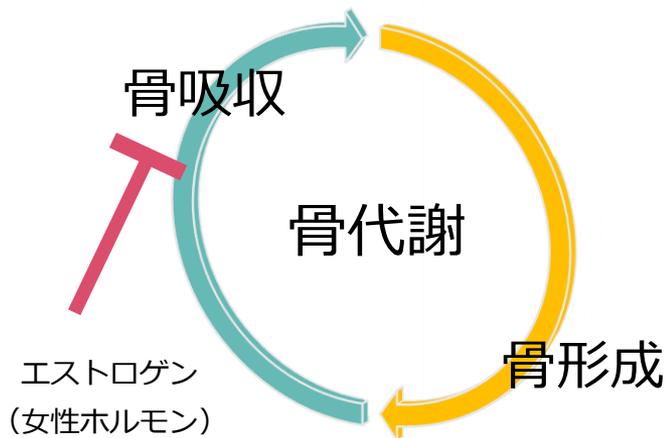
事業概要

- 健康増進法第17条及び第19条の2に基づき市町村が行う、①健康教育②健康相談③健康診査④訪問指導の事業に対して、都道府県が補助する事業及び指定都市が行う上記事業の国庫補助を行う。
 (補助金：負担割合【国1/3、都道府県1/3、市町村1/3】【国1/3、政令指定都市2/3】)

種 類 等		内 容	種 類 等		内 容
健康教育	個別健康教育	○疾病の特性や個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う。 (高血圧個別健康教育、脂質異常症個別健康教育、糖尿病個別健康教育、喫煙者個別健康教育)	健康診査等	保健指導	○動機付け支援 ○積極的支援
	集団健康教育	○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う (一般健康教育、歯周疾患健康教育、葉健康教育、慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育、病態別健康教育、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育)		歯周疾患検診	○検診項目 ・問診 ・歯周組織検査
健康相談	重点健康相談	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う。 (高血圧・脂質異常症・糖尿病・歯周疾患・骨粗鬆症、 女性の健康 病態別(肥満、心臓病等))		骨粗鬆症検診	○検診項目 ・問診 ・骨量測定
総合健康相談	○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言を行う。	総合健康相談		○問診 ○C型肝炎ウイルス検査 (HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査(必要な者のみ)) ○B型肝炎ウイルス検査 (HBs抗原検査)	
健康診査等	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査 訪問健康診査 介護家族訪問健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ○診査項目 ・身長、体重及び腹囲の検査等 ・既往歴の調査等(服薬歴・喫煙習慣の状況に係る調査含む) ・血糖検査 ・尿検査 ・肝機能検査 ・血圧測定 ・血中脂質検査 ・理学的検査(視診、打聴診、腹部触診等) 	訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家庭における療養方法等に関する指導 等	
			総合的な保健推進事業	○健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する各検診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討	

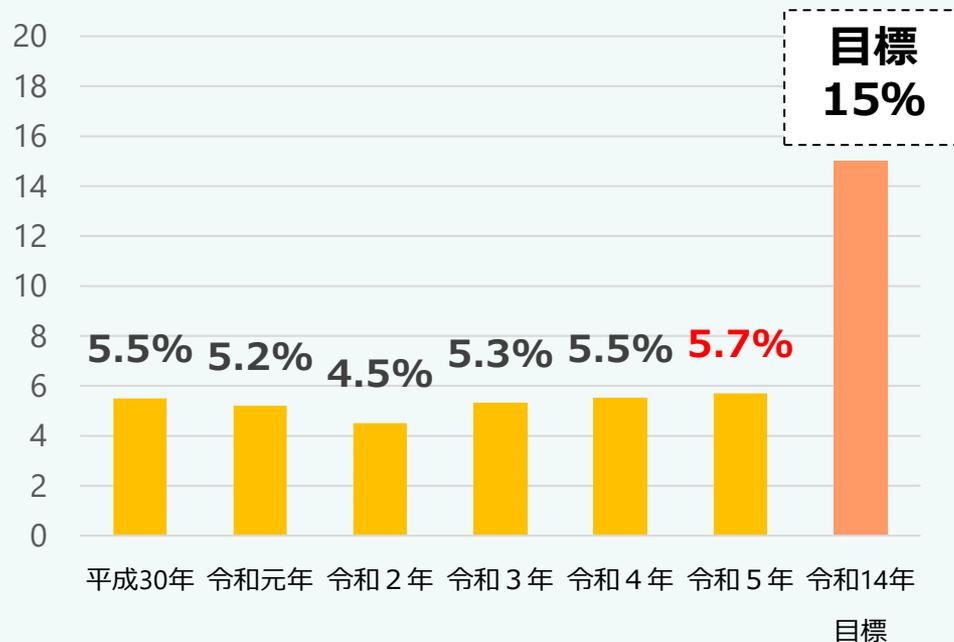
注 65歳以上の者については、介護予防の観点から別事業を実施している。

平成10年度より一般財源化されているがん検診についても、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられている。



健康日本21（第三次）

項目	現状	目標
骨粗鬆症検診受診率の向上	5.7% (令和5年度)	15% (令和14年度)



(出典：地域保健・健康増進事業報告より骨粗鬆症財団が算出)

【○女性の健康総合センターを中心とした女性特有の健康課題への対応の推進】

令和7年度補正予算額 18億円

健康・生活衛生局健康課(内線2396)
大臣官房厚生科学課(内線2624)

施策名: 女性の健康対策推進事業

① 施策の目的

- 女性の健康については、若年期、性成熟期、更年期、老年期と、ライフステージにより女性ホルモンの分泌状態が劇的に変化し、男性とは異なる心身の変化を生じることを踏まえ、生涯にわたりライフステージ毎の特性に応じた支援が求められる。特に、近年の課題として、社会経済的な観点からも、働き盛りの時期に訪れる更年期症状、平均寿命の延伸に伴う老年期の長期化などに対応していく必要がある。
- また、昨年度国立研究開発法人国立成育医療研究センターに開設された「女性の健康総合センター」については、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、男女の性差を重視し、特性に合った病態の解明・治療・予防に向けた研究を推進するとともに診療機能の充実を図る必要がある。

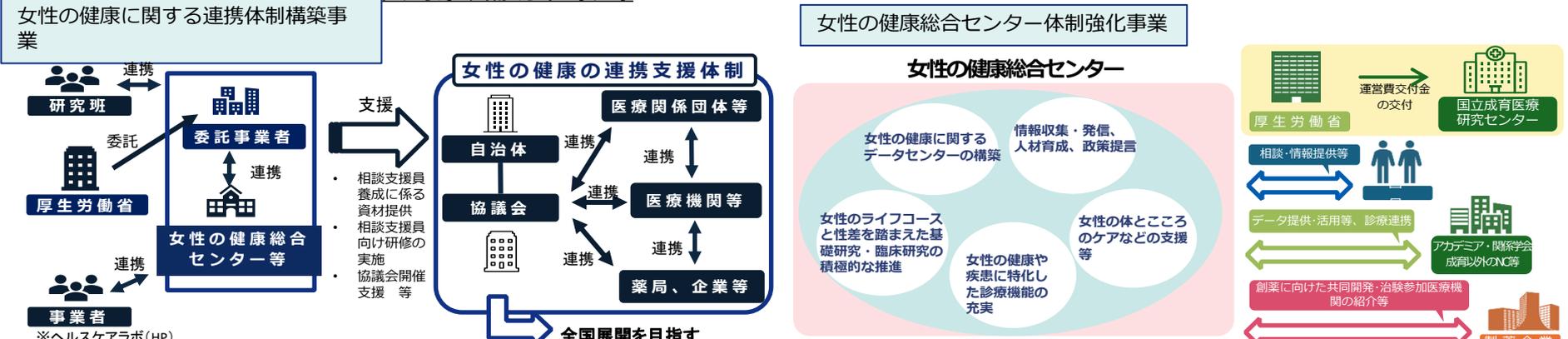
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

- 女性の健康総合センターを中心として、女性の健康支援に関する関係者(医療関係団体、研究班等)と連携し、自治体における相談支援員養成支援や協議会開催支援等を通じて、自治体が提供する相談事業の充実、および関係機関が連携して適切な受診勧奨を含めた「女性の健康の支援体制」を構築し、複数地域で展開する。
- 女性の健康総合センターにおいて、国民や医療関係者に向けて、ライフステージごとの女性の健康やプレコンセプションケア及び妊娠中・授乳中の薬に関する情報等、女性の健康に関する幅広い情報発信を行う。
- 女性の健康や疾患に特化した研究やデータの収集・解析、情報発信等を行う施設の整備を行う。

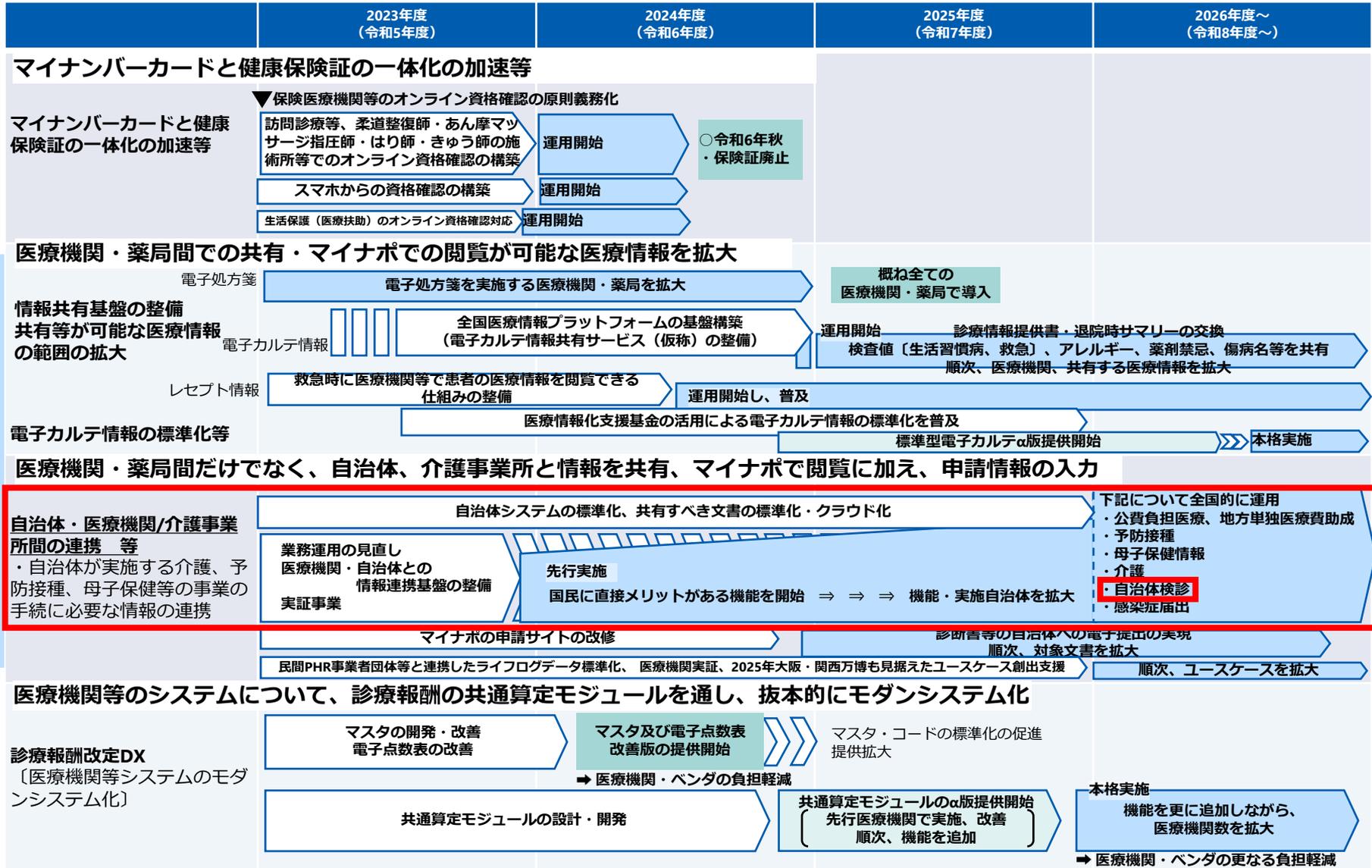
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

女性の健康対策推進事業を進めることにより、社会的損失(労働生産性の損失等)の観点からも、女性の健康の一層の増進を図ることができる。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

自治体検診DXの方向性について

- 自治体検診は、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。PMHの仕組みを活用し、自治体検診事務のデジタル化を図ることとしてはどうか。
- また、PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築してはどうか。また、他の公的DB等とも連結することを可能とし、自治体検診情報の政策研究等へ活用することとしてはどうか。

1 自治体検診事務のデジタル化

現状

将来

住民

- ・ **紙の問診票記入**に際して、毎回、住所や氏名などを記載する手間。
- ・ 受診時に、毎回、**紙の受診券**を医療機関に提出する手間。

- ・ 問診票をスマートフォンで入力可能になり、住所や氏名などの情報は自動で入力。
- ・ マイナンバーカード1枚で検診を受診可能となる。

自治体

- ・ 紙媒体による、対象者への受診券や実施通知の送付、医療機関への検診票の送付等の必要。
- ・ 封入作業（人件費）、通信運搬費（**郵送費**）、健康管理システムへの**情報入力**、費用支払に対する**事務コストが発生**。

- ・ 受診券、実施通知の**ペーパーレス化**により、**封入作業や郵送費が不要**に。健康管理システムへの**入力作業が不要**に。
- ・ 費用支払に対する**事務コストの軽減**（例えば集合契約など事務負担の軽減等に資する他の方策も検討）

医療機関

- ・ 検診結果を手書きにより記入し報告、郵送での費用請求

- ・ 検診結果の報告、費用請求のペーパーレス化

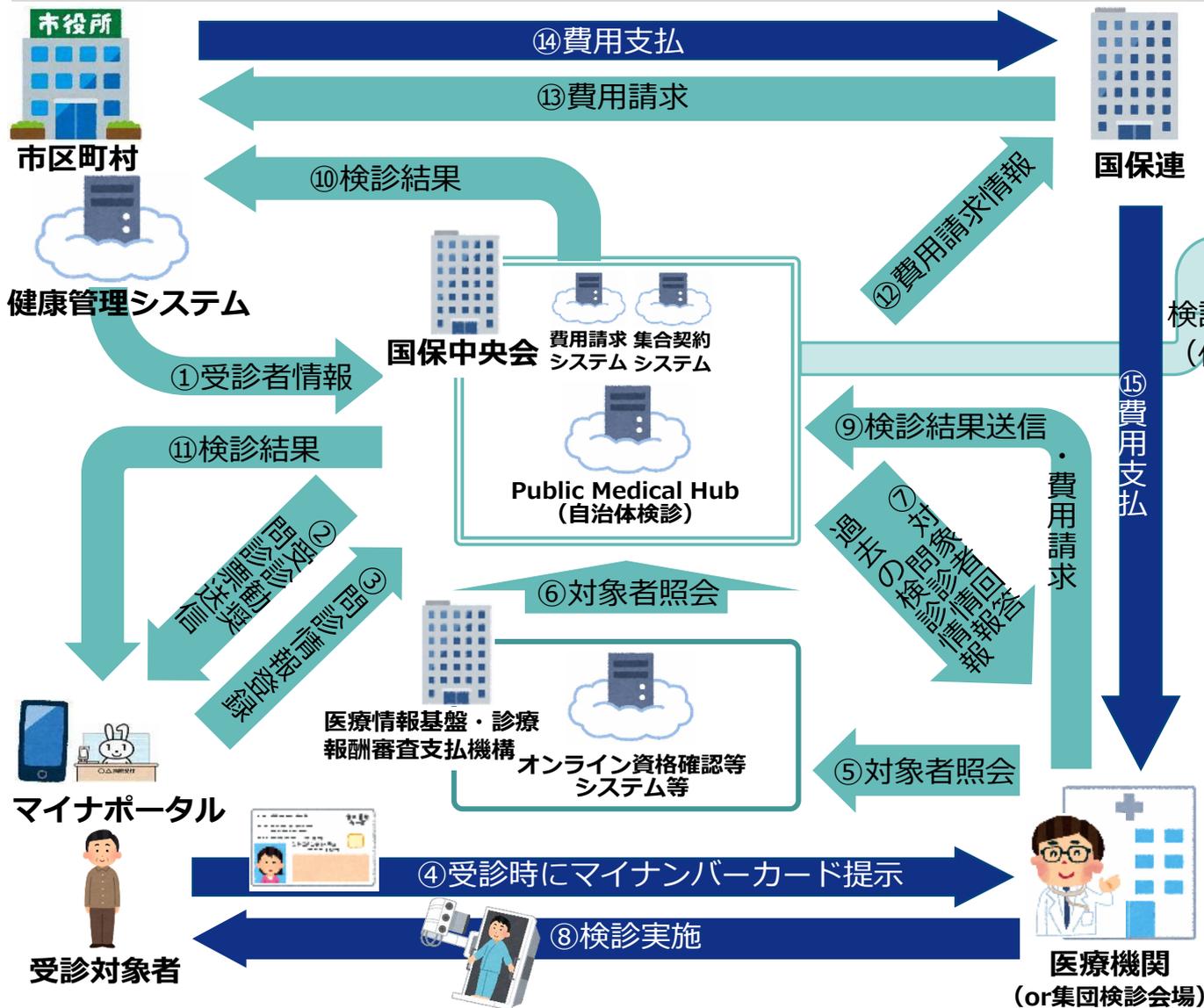
※ PMH導入による効果等を勘案し、費用負担の在り方を検討することが必要。

2 自治体検診情報の二次利用

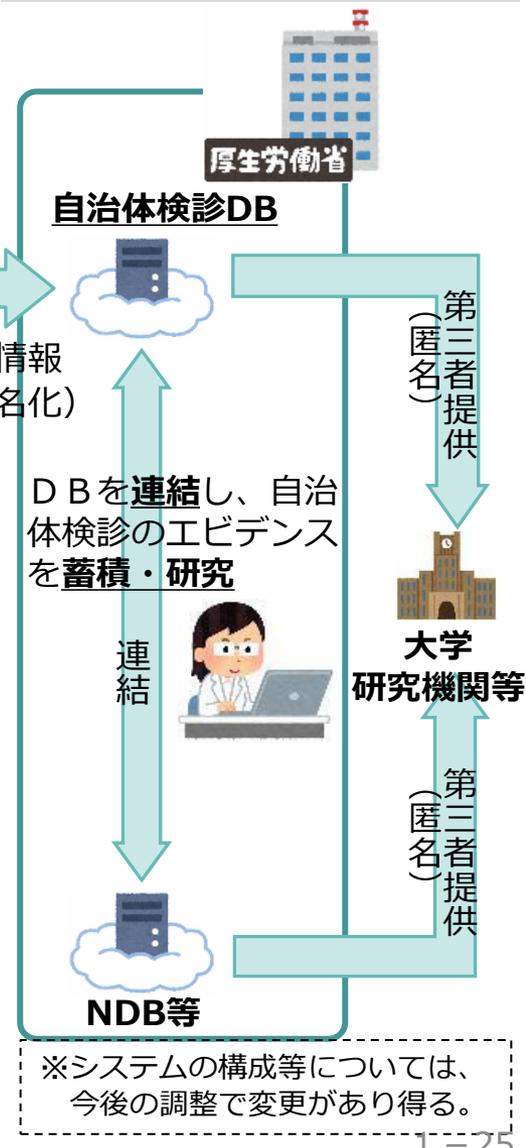
- 他の公的DB等とも連結することを可能とし、例えば以下のような自治体検診情報の政策研究等への利活用が考えられる。
 - （例） ・ がん検診受診の有無とがん罹患情報の連結解析による精度管理
 - ・ 歯周病検診受診の有無と、生活習慣病（罹患状況や医療費）・介護（要介護度）等との関係性の分析
 - ・ 骨粗鬆症検診受診の有無と、医療（骨折の治療歴）・介護（要介護度）との関係性の分析

自治体検診DXの将来像（イメージ）

（１）自治体検診のデジタル化



（２）検診情報の二次利用



医療法等の一部を改正する法律案【健康増進法の一部改正関係】

1 自治体検診事務のデジタル化

- 健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施する自治体検診については、現状、紙を中心とした運用となっており、住民の手間や事務的なコストが発生している。
- 自治体検診（※1）について、PMH（Public Medical Hub）の仕組みを活用したデジタル化を図り、市町村、検診を受託する医療機関等、住民の間で効率的に情報の共有を行うことができるようにするため、同法に、自治体検診の対象者に係る情報の収集・整理等の事務について、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（※2）、国民健康保険団体連合会へ委託することを可能とする規定を設ける。
 - ※1 健康増進法上に定義を設けることとする。
 - ※2 社会保険診療報酬支払基金法を改正し、支払基金の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改正する。以下「機構」という。

2 自治体検診情報を匿名化・仮名化した情報の利用・提供等

- PMHを活用した自治体検診事務のデジタル化を図る中で、自治体検診情報について、データベースを構築することとし、健康増進法において、厚生労働大臣は市町村検診等に関する調査研究を実施すること及び市町村長は当該調査研究のために必要な情報を厚生労働大臣に提供しなければならないことを規定する。
- 当該データベースについて、ニーズに応じた幅広い政策研究等への活用を見据え、厚生労働大臣による自治体検診情報を匿名化・仮名化した情報の利用・提供を可能とするとともに、これらの情報と匿名化・仮名化された電子カルテ情報、レセプト情報等との連結解析を可能とする規定を設けることとする。

匿名化・仮名化情報の利用・提供に当たっては、適切な利用を担保するため、現行のNDB等における匿名化情報の利用・提供に関する取扱いや仮名化情報の性格を踏まえ、これらの情報の利用者等に対する必要な保護措置等に関する規定を設ける。
- また、自治体検診情報の匿名化・仮名化情報の利用・提供等に関する事務について、機構、連合会等に委託することを可能とする規定を設ける。

3 施行期日

公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

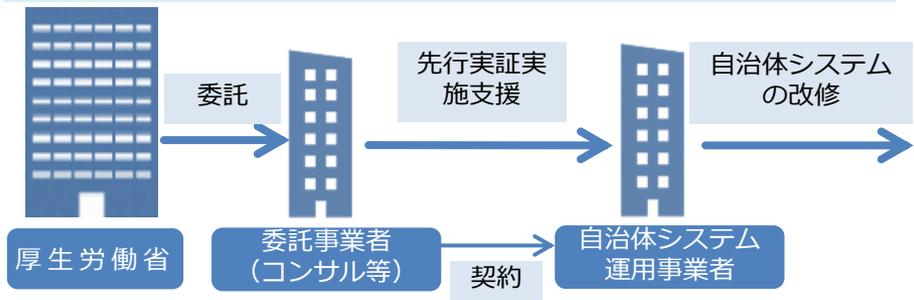
令和7年度補正予算額 28億円

1 事業の目的

- ◆ 「医療DXに関する工程表」（令和5年6月2日）において、**自治体検診情報**について、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な**情報を共有**可能にすることとされており、また、**保健医療データの二次利用**についての環境整備を図ることが盛り込まれている。
 - ◆ 「医療法等の一部を改正する法律案」として、以下についての**健康増進法の改正**も含めて、閣議決定の上で、常会に提出したところ。
 - ①PMH（Public Medical Hub）を活用して**自治体検診事務のデジタル化**を図り、自治体検診情報の医療機関等への電子的共有
 - ②**自治体検診情報データベース**（「自治体検診DB」）の構築 ※施行期日：公布後4年以内に政令で定める日
- ▶ ①昨年度に引き続き、**自治体検診事務のデジタル化に向けた先行実証**を行うとともに、**本格運用に向けた業務要件定義とシステム要件定義等**
 ②**自治体検診DBの構築**に向けた**業務要件定義とシステム要件定義等**を実施する

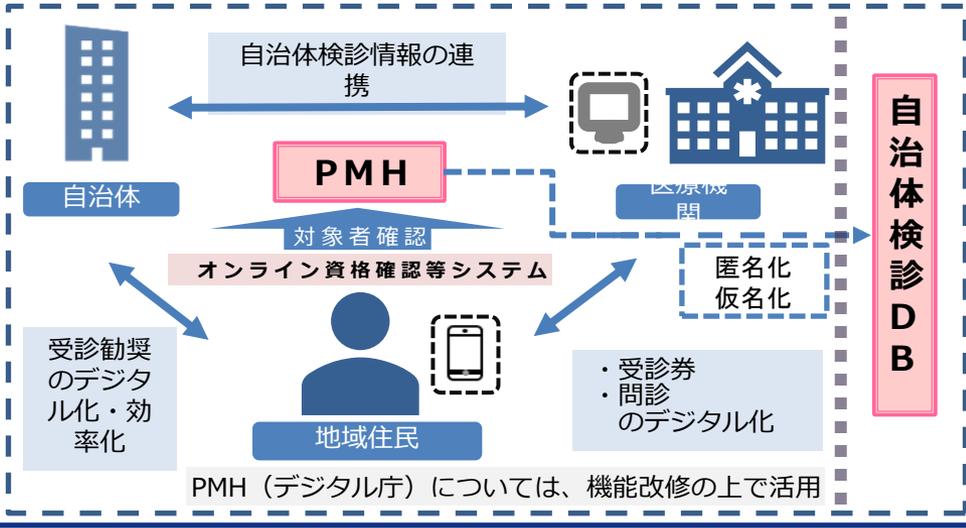
2 事業の概要・スキーム

(1) 自治体検診事務デジタル化先行実証事業



(2) 自治体検診DB構築に向けた要件定義等

(3) 本格運用に向けたPMH（自治体検診）の要件定義等



3 実施主体

【委託費：民間団体】

自治体検診デジタル化先行実証、PMHの業務要件定義、自治体検診DBの業務要件定義とシステム要件定義

【補助金：国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払基金（定額）】

PMHのシステム要件定義：国保中央会、先行実証におけるオンライン資格確認等システムの検証等；社会保険診療報酬支払基金